

【 粕 屋 町 農 業 委 員 会 議 事 録 】

1.開催日時 平成 30 年 10 月 5 日（金）9 時 00 分～10 時 00 分

2.開催場所 粕屋町役場 3 階 31 会議室

3.出席委員（16 名）

会 長	安河内	勇 臣
副 会 長	長	武 範
1 番	因	光 明
2 番	内 田	吏
3 番	八 尋	文 枝
4 番	山 田	好 美
6 番	八 尋	勇 光
7 番	船 越	英 治
8 番	小 西	敏 喜
9 番	青 木	勝 浩
1 0 番	今 泉	義 秀
1 1 番	安 川	利 正
1 2 番	黒 瀬	富 芳
推進委員	田 代	精 一
推進委員	長	昭 憲
推進委員	瓜 生	俊 二

4.欠席委員（1 名）

5 番 田 代 慶 子

5.議事日程

- 第 1 開会のことば
- 第 2 農業委員辞令交付
- 第 3 会長挨拶
- 第 4 議案第 1 号…農地法第 3 条の規定による許可申請について（1 件）
議案第 2 号…農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について（1 件）
議案第 3 号…農地法第 5 条の規定による届出について（1 件）
報告事項 1…農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について（1 件）
報告事項 2…農地一時使用願における期間の延長について（1 件）

6.農業委員会事務局職員

事 務 局 長	八 尋 哲 男
事 務 局 員	酒 井 英 臣

7.会議の内容

<p>事務局長</p>	<p>【開会のことば】</p> <p>皆さんお揃いですので始めたいと思います。一同ご起立をお願いします。礼。ご着席ください。ただいまから10月の粕屋町農業委員会を始めさせていただきます。台風25号が九州に接近していると思いますが、元気つくしにつきましては、ほとんどが稲刈りを終えていると思います。ヒノヒカリについては残っておりますが被害がないように願っております。それから、9月議会より農業委員1名が承認されております。次第の2番では農業委員辞令交付がありますので、そちらに移りたいと思います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>【農業委員辞令交付】</p> <p>箱田町長が本日出張のため、副町長の吉武副町長より辞令を交付したいと思います。</p> <p>～辞令交付～</p> <p>副町長は公務のため退室いたします。</p> <p>本日5番の田代委員より欠席の届出が出されております。それから、議事録署名人につきましては7番の船越委員、8番の小西委員にお願いしたいと思います。続きまして、3番の会長挨拶に移りたいと思います。</p>
<p>議長 (会長)</p>	<p>【会長挨拶】</p> <p>改めましておはようございます。先ほど新しい委員さんの辞令交付が行われました。このメンバーがフルメンバーになります。以後よろしくお願いします。</p> <p>それでは、議題に入りたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>【第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 審議番号1 審議】</p> <p>それでは、第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1番について事務局お願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>審議番号1、</p> <p>該当法、第3条、地区名、江辻、</p> <p>譲受人住所氏名、</p> <p>譲渡人住所氏名、</p> <p>土地の表示、江辻、榎町、</p> <p>面積、田、1,850㎡、</p> <p>権利の種類、贈与、</p> <p>申請理由、営農を引き継ぐため、高齢のため、</p> <p>経営面積、自作54a、同一世帯、</p> <p>地元委員、因 光明委員、</p> <p>位置図を2P、字図を3Pに添付しています。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。この件につきまして、ご質問等がございましたらお受けいたします。</p>

議長	<p>【第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 審議番号1 採決】</p> <p>質問が無いようでしたら、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>全員賛成でございます。</p>
議長	<p>【第2号議案 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について 審議番号1 審議】</p> <p>それでは、第2号議案 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について 審議番号1について事務局をお願いします。</p>
事務局	<p>審議番号1、</p> <p>該当法、第5条、地区名、江辻、</p> <p>申請人住所氏名、</p> <p>相手人住所氏名、</p> <p>土地の表示と面積、江辻、平田、</p> <p>権利の種類、使用貸借権、</p> <p>転用目的、一般住宅、宅地造成、</p> <p>施設の概要、建築面積 55.48 m²、延床面積 103.09 m²、</p> <p>建築面積、55 m²、建ぺい率、60%、</p> <p>立地条件、東:宅地、西:宅地、南:雑種地、北:道路、</p> <p>隣地承諾の有無、なし、</p> <p>隣地者条件、なし、</p> <p>地元委員、因 光明委員、</p> <p>市街化区域で会長処分となっております。また、顛末書を10Pに添付しております。</p> <p>位置図を5P、字図を6P、計画図を7Pから9Pに添付しています。以上です。</p>
議長	<p>この件につきましては、皆さんで現地確認を行ったところでございます。そして、顛末書が10Pに添付されております。何かご質問等がありましたらお受けいたします。</p>
議長	<p>【第2号議案 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について 審議番号1 採決】</p> <p>質問が無いようでしたら、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>全員賛成でございます。</p>
議長	<p>【第3号議案 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について 審議番号1 審議】</p> <p>それでは、第3号議案 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について 審議番号1について事務局をお願いします。</p>
事務局	<p>審議番号1、</p> <p>該当法、第5条、地区名、江辻、</p>

	<p>申請人住所氏名、 相手人住所氏名、 土地の表示と面積、江辻、江辻尾、 権利の種類、賃借権、 転用目的、その他、工事建築に伴う造成のため、 施設の概要、造成面積 A=82,048 m²、 立地条件、東:山林、西:道路、南:水路、北:山林、 隣地承諾の有無、あり、 隣地者条件、あり、 地元委員、因 光明委員、 市街化調整区域で県知事処分となっております。 位置図を 12P、字図を 13P、計画図を 14P から 16P に添付しています。以上です。</p>
議長	この件につきましても、現地を見てきたところでございます。この件につきまして、ご質問等がございましたらお受けいたします。
議長	この件は、まだ詳細な計画はないのですか。
事務局	まだ確定はしていないということでした。工場の図面や配置等も決まっていないということなので、今回はあくまで工場の高さ、切土、盛り土のための造成を目的とした転用で出されております。
議長	<p>【第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請について 審議番号 1 採決】 なにかございませんでしょうか。質問が無いようでしたら、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>【出席委員全員挙手】 全員賛成でございます。</p>
議長	<p>それでは、都市計画課と道路環境整備課の皆さんはご苦勞さまでございました。</p> <p>【都市計画課・道路環境整備課 退席】</p>
議長	<p>【報告事項 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について】 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について報告。</p> <p>【報告事項 2 農地一時使用願における期間の延長について】 農地一時使用願における期間の延長について報告。</p>
副会長	<p>【閉会のことば】 それでは今月の農業委員会を閉会したいと思います。明日、台風 25 号が来ておりますので皆さん怪我がないように用心していただきたいと思います。</p>